

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種のお知らせ(説明書)

料金の免除について

接種の対象者のうち、下の表に該当する方は、接種料金が免除されます。料金の免除には、所定の証明書類(下の表●のうち、いずれかひとつ)を接種当日に接種を受ける医療機関に提出することが必要です。

後日、証明書類を提出しても、接種料金を返金することはできませんのでご注意ください。

料金が免除される方	持参する証明書類 (主なもの)
生活保護世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給証明書 (証明願) ●保護変更決定通知書 ※世帯主のみ。一番近い月のもの。
市民税非課税世帯の方 (世帯全員が非課税の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険料納入 (特別徴収決定・変更・停止) 通知書 [通知書の2枚目に記載されている保険料段階が第1段階、第2段階、第3段階の方] ●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (現在有効なものが発行されている方のみ。お持ちでない方は、限度額の区分が記載された資格確認書が必要です) ※65歳で一定の障がいのある方 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">高齢者肺炎球菌ワクチンの接種のために上記の書類は新規・再発行できません。上記の書類を紛失してしまった場合、該当しない場合など、他に証明書類がない場合は、世帯全員分(高校生以下の世帯員を除く)の市・道民税・森林環境税に係る「課税証明書」を医療機関に提出してください。「課税証明書」は市税事務所、区役所、市役所本庁舎2階の税の窓口で交付しており、高齢者肺炎球菌ワクチン接種のために上記証明窓口で交付する場合、手数料は無料です。 ※7月までに接種する方は前年度、8月以降に接種する方は当該年度の証明書が必要です。</p>

対象者

札幌市に住民登録がある方で、以下の(1)及び(2)に該当する方

(1)これまで1度も23価肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン、商品名:ニューモバックスNP)を接種したことが無い方*

※公費・自費を問わず、過去に一度でも23価肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)を接種したことがある方は対象外です。

(2)下記の年齢の①又は②のいずれかに該当する方

① 接種日現在で65歳の方

② 接種日現在で60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当)

※上記以外の障がいにより身体障害者手帳1級となっている方は該当しません。

接種回数

1回

接種場所

実施医療機関

「二次元コード(右記)」又は

「インターネットで『札幌市 高齢者 予防接種』で検索」

※予約が必要な場合やかかりつけの患者の接種を優先的に行っている場合がありますので、事前に医療機関にお問い合わせください。



接種料金

4,400円(非課税世帯の方は所定の証明書類を持参で無料)

持って行くもの

【全員】:マイナンバーカード、運転免許証等の年齢・住所を確認できる書類

【上記対象者②の方】:身体障害者手帳(1級)又は医師の診断書の写し

【料金免除の方】:料金免除に係る証明書類⇒対象者・書類等は4ページ目を参照

注意 接種当日に証明書類の提出がない場合は料金は免除になりません。また、後日提出した場合も、料金は返金されません。ご注意ください。

お問い合わせ先

・高齢者肺炎球菌ワクチン接種に関するご相談・ご質問は、医療機関や各区保健センターにお問い合わせください。

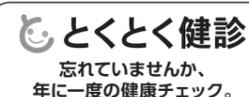
各区保健センター(健康・子ども課) <月~金(祝日を除く)8:45~17:15>

中央保健センター ☎ 205-3351	豊平保健センター ☎ 822-2469
北保健センター ☎ 757-1185	清田保健センター ☎ 889-2047
東保健センター ☎ 711-3211	南保健センター ☎ 581-5211
白石保健センター ☎ 862-1881	西保健センター ☎ 621-4241
厚別保健センター ☎ 895-1881	手稲保健センター ☎ 681-1211

・予防接種実施医療機関等は、札幌市保健所ホームページでもご案内しています。

「札幌市 肺炎球菌 ワクチン」で検索

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/koureihaienn.html>



札幌市国民健康保険では40歳以上の方を対象に、生活習慣病予防のための健康診査を行っています。
[担当] 札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課 Tel.211-2887

[発行] 札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課 ☎ 211-8189



1 肺炎球菌感染症と23価肺炎球菌ワクチンについて

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気で、成人肺炎の25～40%を占め、最も多いといわれています。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているといわれており、この菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される23価肺炎球菌ワクチンは、そのうちの23種類の血清型に効果があり、この23種類の血清型は成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の64%を占めるという研究結果があります。

なお、現在定期接種の対象となるワクチンは、23価肺炎球菌ワクチンのみで、15価及び20価肺炎球菌ワクチンは定期接種の対象外です。

2 予防接種を受ける前に

- 接種前にはこの説明書をよく読んだうえで、予診票を記入してください。予診票は、予防接種の可否を決める大切な情報ですので、接種を受ける方が責任をもって記入してください。
- 過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある場合は、定期予防接種の対象外です（自費で接種した場合も含む）。
- 23価肺炎球菌ワクチンは5年以内に再接種を行うと、注射部位の痛みなどが強く出ることがあります。接種前に必ず接種歴をご確認ください。接種歴が不明の方は、必ず接種前に医師や看護師に申し出てください。

3 予防接種を受けることができない場合

- 下記の方は肺炎球菌ワクチンの接種を受けることができません。
 - (1) 37.5℃以上の熱がある方
 - (2) 重い急性疾患にかかっている方
 - (3) 23価肺炎球菌予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことが明らかな方
 - (4) その他、医師が不適当な状態と判断した方
- 下記の方は、予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談してください。
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
 - (2) 予防接種後2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた方
 - (3) 過去にけいれんの既往のある方
 - (4) 過去に免疫不全の診断がされている方

- (5) 23価肺炎球菌予防接種に含まれる成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある方

4 予防接種後の注意

- 接種後24時間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があります。特に、接種後30分以内は健康状態の変化に注意してください。
- 入浴は、接種後1時間以上経過してから行うようにしてください。
- 過激な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので、接種後24時間は避けてください。

5 23価肺炎球菌ワクチン接種の副反応

- 予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、他の病気がたまたま重なることもあります。
- 予防接種の注射のあとが、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだり、また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさ等が見られることもありますが、通常2～3日中に治ります。接種後、これらの症状が強く現れた場合は、接種した医師にご相談ください。
- 23価肺炎球菌ワクチンは5年以内に再接種を行うと、注射した場所が痛んだり赤くなったり、かたくなったりする副反応が強く出ることがあります。

6 予防接種後健康被害救済制度

23価肺炎球菌ワクチン接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になる場合(※1)や、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく補償を受けることができます(※2)。

申請に必要な手続き等については、札幌市保健所感染症総合対策課(211-8189)までご相談ください。

※1 入院相当の場合に限ります。 ※2 健康被害の請求には請求期限があります。

7 再接種について

- 2回目以降の再接種を受ける際は、前回接種から必ず5年以上あけてください。
- 2回目以降の接種を受けた方がよいかはおひとりおひとりの状態によって異なります。再接種の必要性や、いつ接種するかについては医療機関でご相談ください。
- 2回目以降の接種は任意接種となり、全額自費になりますのでご注意ください。